



4-1. 不動産担保型 生活資金

対象となる世帯

- **高齢者世帯** … 65 歳以上で配偶者または借入申込者もしくは配偶者の親以外の同居人がいない世帯
市町村民税非課税世帯または市町村民税均等割課税世帯
- **連帯保証人** … 必要 ※推定相続人の中から選任



資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	貸付利率
不動産担保型生活資金	月額 30 万円以内 ただし、生計を維持するために必要最少額（現在居住している土地評価額の 7 割程度まで） ※土地評価額 1,500 万円以上があることが条件	借受人の死亡時までの期間または貸付元利金が貸付限度額に達するまで	契約の終了後 3 カ月以内	据置期間終了時一括償還	年 3% または毎年 4 月 1 日時点の長期プライムレート のいずれの低い利率

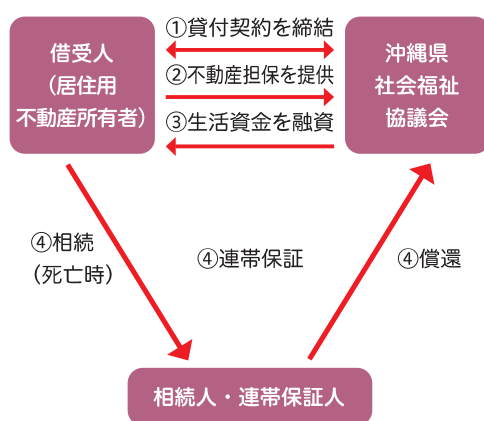
必要な書類

内 容	書 類	対象者
世帯の状況が明らかになる書類	● 戸籍謄本 ● 世帯全員が記載されている住民票（住民票謄本）	借入申込者
世帯の資力が明らかになる書類	世帯全員の市町村民税非課税証明もしくは市町村税均等割課税証明書	
担保となる土地の状況が明らかになる書類	● 土地および建物の登記簿謄本 ● 土地の公図、位置図 ● 土地および建物の固定資産課税台帳または固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地構図、測量図、建物図面等を持っている場合は、用意が必要となります。	
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人の同意書	推定相続人

※上記以外に必要なに応じて書類を求める場合があります。

貸付の仕組み

- ア 借受人と沖縄県社会福祉協議会（県社協）が貸付契約を締結します。
- イ 不動産を担保として、県社協から借受人に生活資金を融資します。
※担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」を行います。
- ウ 借受人（不動産所有者）の推定相続人のうち一人以上を連帯保証人に設定します。
- エ 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人または連帯保証人が貸付金および利息を償還します。
- （注 1）貸付限度額に達していない場合は、配偶者が承継することができます。
- （注 2）償還は、相続人や連帯保証人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合があります。
- （注 3）貸付申請から初回送金まで、3 カ月程度を目安としています。
※事情により 3 カ月以上の場合あり。



Q1. 担保となる居住用不動産としてマンションは対象となりますか。

A1. なりません。また、借家や建物だけの所有（土地は借地）の場合も貸付対象外です。耕作地や遊休地、他人に貸している不動産等は担保として認められないことから貸付対象とはなりません。

Q2. 固定資産税評価額が 1,500 万円以上の場合でも不動産評価は必要ですか。

A2. 必要です。貸付申込をする場合は、不動産鑑定士による評価を実施することが必須です。その場合は貸付の可否にかかわらず、鑑定費用は借入申込者に負担していただくことになります。



4-2. 不動産担保型 生活資金[要保護世帯向け]

対象となる世帯

- 生活保護世帯 …… 65 歳以上の世帯（配偶者含む）
（高齢者世帯のみ） 同居人がいる場合でも可。（ただし、配偶者以外の承継は不可）
- 生活保護世帯 …… 福祉事務所で貸付が適正と判断された世帯
- 連帯保証人 …… 不要



資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	貸付利率
要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	月額は福祉事務所が設定 （生活扶助額の 1.5 倍以内） 居住用不動産の評価額の 7 割 程度（集合住宅は 5 割） ※居住用不動産の評価額が 500 万円以上あることが条件	借受人の死亡時までの期間 または貸付元金金が貸付限 度額に達するまでの期間 ※貸付限度額に達した以降 は生活保護を受けられます。	契約の終了後 3 カ月以内	据置期間終了時 一括償還	年 3 % または毎年 4 月 1 日時点の長期 プライムレート のいずれかの低 い利率

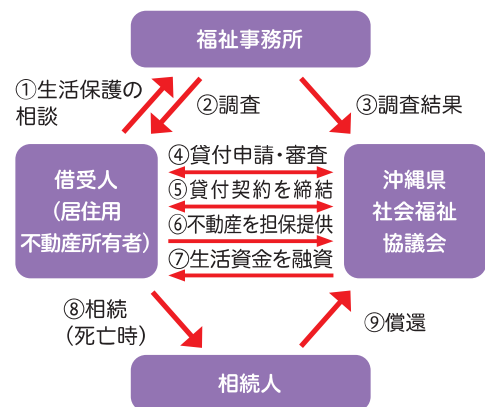
必要な書類

内 容	書 類	対象者
世帯の状況が明らかになる書類	●戸籍謄本 ●世帯全員が記載されている住民票（住民票謄本）	借入申込者
世帯の資力が明らかになる書類	世帯全員の市町村民税非課税証明もしくは市町村税均等割課税証明書	
担保となる土地の状況が明らかになる書類	●土地および建物の登記簿謄本 ●土地の公図、位置図 ●土地および建物の固定資産課税台帳または固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地構図、測量図、建物図面等を持っている場合は、用意が必要となります。	
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人の同意書	推定相続人

※上記以外に必要なに応じて書類を求める場合があります。

貸付の仕組み

- ア 福祉事務所の調査を経て、沖縄県社会福祉協議会（県社協）で審査のうえ、借受人と貸付契約を締結します。
- イ 不動産を担保として、県社協から借受人に生活資金を融資します。
※担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」を行います。
- ウ 契約には借受人（不動産所有者）の推定相続人の同意が必要となります。
- エ 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人が貸付金および利息を償還します。
- （注1）償還は、相続人や連帯保証人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合があります。
- （注2）貸付申請から初回送金まで、3 カ月程度を目安としています。
※事情により3 カ月以上の場合あり。



Q1. 既に抵当権が設定されている不動産は、貸付対象となりますか？

A1. 貸付対象となりません。すでに抵当権が設定されている不動産は、本貸付けの趣旨を全うできないおそれが高く、貸付対象としておりません。借入申込をする場合は、貸付対象とした不動産の担保権は必ず解除されていなければなりません。
※ 4-1 の不動産担保型生活資金の場合も同じです。

Q2. 貸付限度額到達後、すぐに転居が必要ですか？

A2. 貸付限度額まで達した後も、契約終了（借受人の死亡）するまでは住み続けることができます。但し、契約終了後、配偶者以外は住み続けることはできません。